

事 務 連 絡
令和5年3月17日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会

くるみの特定原材料への追加及びその他の木の実類の取扱いについて

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして（公社）神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課から次のとおり事務連絡がありました。

つきましては、貴組合員並びに従業員への周知方よろしくお願いいたします。

消費者庁食品表示規格課事務連絡の概要

○くるみについて

くるみによるアレルギー症例数の増加等を踏まえ、食品表示基準を改定し、特定原材料として新たにくるみを追加したことから、経過措置期間はあるものの、次のことを行うこと。

- ・原材料・製造方法の再確認
- ・原材料段階における管理に関する仕入れ先への再確認
- ・必要に応じて「食品表示基準について」の「別添 アレルゲンを含む食品の検査方法」による確認等
- ・くるみをアレルゲンとして表示していなかった場合は、速やかに表示

○カシューナッツについて

特定原材料に準ずるカシューナッツについては、木の実類の中でくるみに次いで症例数の増加等が認められることから、アレルギー表示をしていない場合は、可能な限り表示すること。